

香芝市電子契約サービス利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香芝市（以下「市」という。）が契約の相手方と電子契約サービスを利用した契約（複数当事者の合意に基づく協定、確約等の契約に類するものを含む。以下同じ。）の процедуруを行うに当たり、香芝市契約規則（昭和39年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 契約書等 契約の締結を証する電子文書及び契約締結時に提出を求める電子文書をいう。
- (3) 電子契約 契約書等に電子署名を行うことをいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者（市の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。）が、市及びその契約の相手方の指示を受けて、契約書等に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (5) 担当者 市の職員のうち、電子契約サービスを利用した契約の procedureの実務を行うものをいう。
- (6) 承認者 市の職員のうち、契約の相手方に契約書等を送信する際、当該契約書等が決裁を得たものと相違ないことを確認するものをいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 市における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

- (1) 法令等の定めにより書面で行うべきものとされている契約
- (2) 契約期間が10年を超える契約
- (3) 自動更新条項がある契約
- (4) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(承認者の設置等)

第4条 各課室に承認者を置き、各課室の長の職にある者をもって充てる。

2 承認者が不在のときは、各課室において次席の職階にある者が、承認者に代わって承認する。

(電子契約サービスの運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、契約に関する事務を所掌する課室の長をもって充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、及び管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用を進めること。
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

（アカウント等の取扱い）

第6条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、各課室に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行うものとする。

3 アカウントの取扱いは、各課室の担当者及び承認者が適正に行うものとする。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、各課室の担当者及び承認者が行うものとする。

5 各課室の担当者及び承認者は、前項のパスワードを他者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

（電子契約によることの意味確認）

第7条 各課室の担当者は、契約の相手方からの電子契約サービス利用申出書（別記様式）の提出により、当該契約の相手方に電子契約サービスを利用した契約の締結の意思があることを確認するものとする。

（変更契約）

第8条 各課室の担当者は、締結した契約書等に変更の必要が生じた場合は、当該変更に係る契約についても電子契約によることができる。この場合において、変更前の契約書等は、電子契約サービス上での保存を継続する。

（契約書等の保存）

第9条 契約書等の正本は、電子契約サービス上に保存される契約書等とする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、電子契約サービスの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月19日から施行する。

別記様式（第 7 条関係）

電子契約サービス利用申出書

香芝市長

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者役職氏名

次の案件について、電子契約サービスを利用して行う契約の締結を申し出ます。

なお、建設工事の請負契約においては、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 3 項の規定により、同条第 1 項及び第 2 項の規定による措置に代えて、電磁的措置（建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 5 条の 5 第 1 項の電磁的措置をいう。以下同じ。）により実施することについて承諾します。

案 件 名				
契 約 締 結 権 限 者	役 職		氏 名	
契約締結に利用する メ ー ル ア ド レ ス				
担 当 者	氏 名			
契約締結に利用する メ ー ル ア ド レ ス				

備考 電磁的措置の種類、内容及びファイルへの記録の方式は、次のとおりとする。

- (1) 種類 クラウドサービス（非対面）
- (2) 内容及びファイルへの記録の方式 電子契約サービスを通じて、アップロードされた P D F ファイル形式の書類を契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール又はサーバー上からダウンロード等により記録する方法等